

令和5年度第1回 登米市ネーミングライツ審査委員会の審査結果

1 決定事項

(1) 長沼フートピア公園

| | |
|--------------|------------------|
| 優先交渉権者 | トヨタ東北株式会社 |
| 愛称案 | トヨタの丘公園 |
| 命名権料（年額・税別） | 600,000円 |
| ネーミングライツ付与期間 | 契約締結日～令和10年3月31日 |

※愛称案については標記委員会において附帯意見が出されていることから、今後の契約協議において一部修正となる場合があります。

(2) 迫中江中央公園

| | |
|--------------|------------------|
| 優先交渉権者 | エスファクトリー東北株式会社 |
| 愛称案 | エスファクトリー東北 中江公園 |
| 命名権料（年額・税別） | 350,000円 |
| ネーミングライツ付与期間 | 契約締結日～令和10年3月31日 |

(3) 迫図書館

| | |
|--------------|-----------------|
| 優先交渉権者 | 株式会社爽陽 |
| 愛称案 | 白鳥ライブラリーブックカフェ |
| 命名権料（年額・税別） | 200,000円 |
| ネーミングライツ付与期間 | 契約締結日～令和9年3月31日 |

※愛称案については標記委員会において附帯意見が出されていることから、今後の契約協議において一部修正となる場合があります。

2 今後について

上記の優先交渉権者と契約内容について協議を行い、契約内容に合意した場合は速やかに契約を締結するとともに、当該契約内容を市のホームページ、広報紙等で公表します。

【問合せ先】

登米市 総務部 総務課 財産係

電 話 0220(22)2091

F A X 0220(22)3328

e-mail somu-somu@city.tome.miyagi.jp